

長期優良住宅等計画認定申請手数料の額一覧表

○長期優良住宅建築等計画認定申請手数料

R4.2.20～

申請区分	新築基準		増改築基準		
	確認書等無	設計住宅性能評価書一体申請 又は 長期使用構造確認書有	長期使用構造確認書無	長期使用構造確認書有	
一戸建	53,000 円	9,000 円	80,000 円	12,000 円	
分譲共同住宅等 (延床面積)	500 m ² 以下	126,000 円	16,000 円	188,000 円	23,000 円
	500 m ² を超え 1,000 m ² 以下	200,000 円	27,000 円	300,000 円	39,000 円
	1,000 m ² を超え 3,000 m ² 以下	394,000 円	38,000 円	592,000 円	56,000 円
	3,000 m ² を超え 5,000 m ² 以下	707,000 円	69,000 円	1,062,000 円	103,000 円
	5,000 m ² を超え 10,000 m ² 以下	1,215,000 円	117,000 円	1,824,000 円	175,000 円
	10,000 m ² を超え 20,000 m ² 以下	2,248,000 円	192,000 円	3,375,000 円	287,000 円
	20,000 m ² を超え 30,000 m ² 以下	3,209,000 円	234,000 円	4,819,000 円	352,000 円
	30,000 m ² を超える場合	3,930,000 円	249,000 円	5,903,000 円	374,000 円
賃貸共同住宅等 (延床面積)	500 m ² 以下	126,000 円 ÷ 申請戸数	16,000 円 ÷ 申請戸数	188,000 円 ÷ 申請戸数	23,000 円 ÷ 申請戸数
	500 m ² を超え 1,000 m ² 以下	201,000 円 "	28,000 円 "	301,000 円 "	40,000 円 "
	1,000 m ² を超え 3,000 m ² 以下	396,000 円 "	40,000 円 "	594,000 円 "	58,000 円 "
	3,000 m ² を超え 5,000 m ² 以下	710,000 円 "	72,000 円 "	1,064,000 円 "	106,000 円 "
	5,000 m ² を超え 10,000 m ² 以下	1,219,000 円 "	121,000 円 "	1,828,000 円 "	179,000 円 "
	10,000 m ² を超え 20,000 m ² 以下	2,256,000 円 "	200,000 円 "	3,383,000 円 "	295,000 円 "
	20,000 m ² を超え 30,000 m ² 以下	3,222,000 円 "	246,000 円 "	4,832,000 円 "	364,000 円 "
	30,000 m ² を超える場合	3,947,000 円 "	265,000 円 "	5,920,000 円 "	391,000 円 "

- *一戸建て住宅には、人の居住の用以外の用途に供する部分が50m²以下の併用住宅を含む。
- *賃貸共同住宅等の申請額は100円未満の端数切り捨て。
- *確認の申し出がある場合、認定手数料に、棟全体の延床面積に対する建築確認申請手数料、構造計算適合性判定手数料(該当する場合)及び昇降機確認手数料(該当する場合)を加算する。
- *構造計算適合性判定手数料を加算する場合は、延床面積に応じた額に1.1を乗じた額を加算する。

○長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料

改正前の法律が適用される計画変更手数料

申請区分	新築基準			増改築基準		
	適合証がない場合	適合証がある場合	設計住宅性能評価書がある場合	適合証がない場合	適合証がある場合	
一戸建	26,000 円	3,500 円	8,500 円	39,000 円	5,000 円	
(変更に係る共同住宅等) 共同住宅等の1/2	500 m ² 以下	124,000 円 ÷ 申請戸数	14,000 円 ÷ 申請戸数	66,000 円 ÷ 申請戸数	186,000 円 ÷ 申請戸数	21,000 円 ÷ 申請戸数
	500 m ² を超え 1,000 m ² 以下	199,000 円 "	25,000 円 "	106,000 円 "	298,000 円 "	37,000 円 "
	1,000 m ² を超え 3,000 m ² 以下	393,000 円 "	36,000 円 "	200,000 円 "	589,000 円 "	54,000 円 "
	3,000 m ² を超え 5,000 m ² 以下	705,000 円 "	67,000 円 "	344,000 円 "	1,057,000 円 "	100,000 円 "
	5,000 m ² を超え 10,000 m ² 以下	1,212,000 円 "	115,000 円 "	530,000 円 "	1,818,000 円 "	172,000 円 "
	10,000 m ² を超え 20,000 m ² 以下	2,243,000 円 "	190,000 円 "	964,000 円 "	3,364,000 円 "	285,000 円 "
	20,000 m ² を超え 30,000 m ² 以下	3,204,000 円 "	234,000 円 "	1,315,000 円 "	4,806,000 円 "	351,000 円 "
	30,000 m ² を超える場合	3,926,000 円 "	250,000 円 "	1,591,000 円 "	5,889,000 円 "	375,000 円 "

改正後の法律が適用になる計画変更手数料

申請区分	新築基準		増改築基準		
	確認書等無	設計住宅性能評価書一体申請 又は 長期使用構造確認書有	長期使用構造確認書無	長期使用構造確認書有	
一戸建	26,500 円	4,500 円	40,000 円	6,000 円	
(変更に係る共同住宅等) 分譲共同住宅等の1/2	500 m ² 以下	126,000 円	16,000 円	188,000 円	23,000 円
	500 m ² を超え 1,000 m ² 以下	200,000 円	27,000 円	300,000 円	39,000 円
	1,000 m ² を超え 3,000 m ² 以下	394,000 円	38,000 円	592,000 円	56,000 円
	3,000 m ² を超え 5,000 m ² 以下	707,000 円	69,000 円	1,062,000 円	103,000 円
	5,000 m ² を超え 10,000 m ² 以下	1,215,000 円	117,000 円	1,824,000 円	175,000 円
	10,000 m ² を超え 20,000 m ² 以下	2,248,000 円	192,000 円	3,375,000 円	287,000 円
	20,000 m ² を超え 30,000 m ² 以下	3,209,000 円	234,000 円	4,819,000 円	352,000 円
	30,000 m ² を超える場合	3,930,000 円	249,000 円	5,903,000 円	374,000 円
(変更に係る共同住宅等) 賃貸共同住宅等の1/2	500 m ² 以下	126,000 円 ÷ 申請戸数	16,000 円 ÷ 申請戸数	188,000 円 ÷ 申請戸数	23,000 円 ÷ 申請戸数
	500 m ² を超え 1,000 m ² 以下	201,000 円 "	28,000 円 "	301,000 円 "	40,000 円 "
	1,000 m ² を超え 3,000 m ² 以下	396,000 円 "	40,000 円 "	594,000 円 "	58,000 円 "
	3,000 m ² を超え 5,000 m ² 以下	710,000 円 "	72,000 円 "	1,064,000 円 "	106,000 円 "
	5,000 m ² を超え 10,000 m ² 以下	1,219,000 円 "	121,000 円 "	1,828,000 円 "	179,000 円 "
	10,000 m ² を超え 20,000 m ² 以下	2,256,000 円 "	200,000 円 "	3,383,000 円 "	295,000 円 "
	20,000 m ² を超え 30,000 m ² 以下	3,222,000 円 "	246,000 円 "	4,832,000 円 "	364,000 円 "
	30,000 m ² を超える場合	3,947,000 円 "	265,000 円 "	5,920,000 円 "	391,000 円 "

- *一戸建て住宅には、人の居住の用以外の用途に供する部分が50m²以下の併用住宅を含む。
- *共同住宅等の申請額は100円未満の端数切り捨て。(改正前の法律が適用される申請・賃貸共同住宅等の申請に限る)
- *計画変更にかかる共同住宅等の面積は、当該計画変更に係る部分の床面積に2分の1を乗じて得た面積(床面積増加する部分)あつては、当該増加する部分の床面積とする。
- *確認の申し出がある場合、認定手数料に、棟全体の延床面積に対する建築確認申請手数料、構造計算適合性判定手数料(該当する場合)及び昇降機確認手数料(該当する場合)を加算する。
- *構造計算適合性判定手数料を加算する場合は、延床面積に応じた額に1.1を乗じた額を加算する。

○長期優良住宅建築等計画の譲受人を決定した場合における変更認定申請手数料

1件につき 3,000円

○長期優良住宅建築等計画における認定計画実施者の地位の承継承認申請手数料

1件につき 3,000円

○長期優良住宅法第18条による容積率緩和の許可申請手数料

1件につき 169,000円